

「水戸市地域活動支援センター基準条例」一部改正の概要

1 改正理由

国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市地域活動支援センター基準条例について、関係規定の整備を行います。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定し、その他本市独自の内容を規定します。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
ア 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施する等の措置を講ずるものとする。（3年の経過措置期間を設ける。）
イ 衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求めため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等の措置を講ずるものとする。（3年の経過措置期間を設ける。）
ウ 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置等の措置を講ずるものとする。（1年の経過措置期間を設ける。）
エ 情報通信機器を活用した委員会の開催	委員会の開催について、情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容
ア 基本方針	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。（1年の経過措置期間を設ける。）
イ 勤務体制の	適切なサービスを確保する観点から、性的な言動等により職員の就

確保等	業環境が害されることを防止するための措置を講ずるものとする。
-----	--------------------------------

(3) その他独自に改正するもの（「4 補足事項」に説明あり）

項目	改正の内容
ア 電磁的記録による作成等	(ア) 条例の規定により書面で行うこととされている作成等について、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。 (イ) 条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付等について、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 補足事項

「2 (3)ア 電磁的記録による作成等」については、令和3年7月に施行予定の改正基準省令に定められるものですが、水戸市ではこれに先立ち、この度改正する条例に本市独自の基準として規定します。

これにより、書面で行うこととされている作成、取得、保存及び交付等の行為は、電磁的記録（パソコン、電子メール、インターネット、クラウドサービスなど）を用いて行うこともできるようになります。なお、電磁的記録を用いることなく、引き続き、書面を活用することも可能です。